

災害からの安全な京都づくり条例（仮称）の骨格案

1 目的

災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地域における防災力の向上を図り、もって府民が安全に暮らすことができる京都府を実現

2 基本理念

府が積極的に災害危険情報を提供した上で、府、市町村、府民等が情報を共有し、まちづくりの段階から連携・協力して防災対策を進め、災害の被害を最小化

3 府の責務、府民等の役割

4 災害に強いまちづくり

（1）まちづくりの段階からの防災対策

①災害危険情報等の公表等

ア 災害危険情報等の公表

- 府は、法定の災害危険情報のほか、法定外の災害危険情報についても細かつ多様な情報を提供
（インターネット等を通じて容易に閲覧できる方法により提供）

イ 土砂災害警戒区域等の指定推進

- 土砂災害警戒区域等の指定に当たっては、公聴会を開催して推進

ウ 宅地建物取引時における災害危険情報の提供に努める

②まちづくり協議会の設置

- 府は、大規模な被害が想定される地域について、市町村の求めにより、国、府、市町村等で構成する「まちづくり協議会」を設置して、災害種別に応じた防災事業計画を作成し、事業を推進

③地区協議会の設置

- 府民は、「まちづくり協議会」が作成する防災事業計画を踏まえ、自らの安全を確保するため、自主防災組織等で構成する地区協議会で、防災マップや避難計画の作成などの取組を行う

（2）総合的な治水対策

①河川・下水道対策（流す対策）

- 府管理河川の整備・維持
- 開発行為に伴う調整池等の設置
- 下水道の整備・維持

②雨水貯留浸透対策（貯める対策）

- 土地等の雨水浸透機能の確保
- 森林の整備・保全

③減災対策（備える対策）

- 建物等に耐水機能を具備
- ため池の適切な措置

④土地利用計画策定者等との連携

（３）地震・津波対策

- ①計画的な地震・津波対策の実施
- ②建築物の安全性の確保
- ③工作物の安全性の確保
- ④火災の防止
- ⑤津波からの避難

（４）その他の防災対策

- ①公共施設等の安全確保
- ②急傾斜地の崩壊及びため池の決壊からの安全確保

（５）災害時の情報提供、安全確保行動

- ①災害時に迅速かつ的確な情報の提供
- ②府民等による安全確保行動等

5 災害に強い人づくり

- （１）教育・訓練等
- （２）地域防災力の強化
- （３）人材の育成

6 災害対応策

- （１）災害対応体制の整備
- （２）広域的避難
- （３）事業者との協定
- （４）緊急輸送の確保
- （５）医療救護体制
- （６）避難行動要支援者への支援
- （７）備蓄の推進、物資の供給・輸送
- （８）孤立地区対策に対する支援
- （９）応急仮設住宅等の確保
- （１０）復旧復興対策
- （１１）事業継続計画等
- （１２）観光旅行者保護・帰宅困難者対策
- （１３）文化財防災対策

7 その他

- （１）表彰制度
- （２）財政上の措置